

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成24年10月9日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都生涯教育研究所

(2) 代表者名

岡本 民夫

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区田中東高原町28番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都を中心に生涯教育に関する研究、調査及び普及を事業とし、その成果を全国に発信しつつ、わが国における生涯教育の創造的発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年9月28日

(文化市民局地域自治推進室)